

茨城県報

第 6 8 8 1 号

昭和55年10月27日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

規 則

(茨城県教育委員会)

- 茨城県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 国民健康保険療養取扱機関の申出の受理 (医療福祉課) …………… 2
●有益な興行の推奨 (総合県民室) …………… 2
●助成措置等を行うべき区域及び特別被害地域の指定 (農業経済課) …………… 3
●保安林の指定の解除 (林業課) …………… 4
●急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川課) …………… 4

公 告

- 小売販売業者甲の登録 (流通園芸課) …………… 5
●土地立ち入り測量 (4 件) (用地課) …………… 5
●基幹道路の整備事業の完了 (道路建設課) …………… 6

(地方労働委員会)

- あつせん員候補者の委嘱…………… 7

正 誤

- 茨城県報第6876号中 (建築指導課) …………… 9

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 8 号

茨城県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和55年10月27日

茨城県教育委員会委員長 多 賀 野 耕 造

茨城県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

茨城県公立高等学校通学区域に関する規則 (昭和24年茨城県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「茨城県立東海高等学校」を削る。

別表第2中

茨城県立日立工業高等学校	定 時 制	機械科, 電気科	を
茨城県立日立工業高等学校	定 時 制	機械科	に

改める。

付 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第1483号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和55年10月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開 設 者 名	所 在 地	37条5項 受理年月日	申 出 範 囲
012,230,9	55.10.1	本 沢 医 院	本 沢 幸 子	水戸市姫子2丁目731-3	55.10.1	全 国
362,079,6	55.9.1	酒井クリニック	酒 井 一 夫	鹿島郡銚田町 安房高根作 2156-7	55.9.1	"
314,023,7	55.10.1	久保田 薬 局	久保田 三 郎	東茨城郡小川町 小川1399	55.10.1	"

茨城県告示第1484号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第6条の規定により、青少年に有益な興行（高校生・勤労青少年向）として次のものを推奨する。

昭和55年10月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

推奨番号	種 類	題 名	製 作 社 名 (配 給 社 名)	対 象
8	映 画	父 よ 母 よ	松 竹 映 画 (松 竹 映 画)	高 校 生 勤 労 青 少 年

茨城県告示第1485号

茨城県農業災害対策特別措置条例（昭和42年茨城県条例第20号）第2条第6号及び第3条第2項の規定に基づき、助成措置等を行うべき区域及び特別被害地域を次のとおり指定する。

昭和55年10月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 助成措置等を行うべき区域（一般被害地域）

市 町 村 名	旧 市 町 村 (名又は大字)
日 立 市	中里村
高 萩 市	高岡村, 高萩町, 松岡町
十 王 町	櫛形村, 黒前村
里 美 村	小里村, 賀美村
旭 村	夏海村, 大谷村, 諏訪村
鉾 田 町	鉾田町, 新宮村, 巴村, 徳宿村, 秋津村
大 洋 村	白鳥村, 上島村
神 栖 町	息栖村, 軽野村
牛 堀 町	香澄村, 八代村
潮 来 町	潮来町, 津知村, 延方村, 大生原村
北 浦 村	津澄村, 武田村, 要村
石 岡 市	関川村
新 利 根 村	柴崎村, 根本村, 太田村
河 内 村	金江津村, 長竿村, 源清田村, 生板村
東 村	十余島村, 本新島村, 伊崎村, 大須賀村

2 特別被害地域

市 町 村 名	旧 市 町 村 名 又 は 開 拓 地 区 名
日 立 市	中里村
高 萩 市	高岡町
十 王 町	櫛形村, 黒前村
大 洋 村	白鳥村, 上島村
北 浦 村	津澄村, 武田村, 要村
東 村	十余島村

茨城県告示第1486号

森林法 (昭和26年法律第 249 号) 第26条第 1 項の規定により, 次のように保安林の指定を解除する。

昭和55年10月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡神栖町大字奥野谷字浜野6307の 2, 6309, 6311の 3 から6311の 5 まで

〃 〃 大字日川字海岸砂間2036の 2

鹿島町大字粟生字浜2887の242

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

茨城県告示第1487号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき, 次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は, 茨城県土木部河川課及び茨城県鉾田土木事務所において, 閲覧に供する。

昭和55年10月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区 域 名 田崎急傾斜地崩壊危険区域

2 土 地 の 範 囲 次に掲げる地番等の土地に存する標柱によつて囲まれた区域

郡 名	町 村 名	大 字 名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
鹿 島 郡	旭 村	田 崎	宅 地 付	1102 農 道	1	境界線上
〃	〃	〃	観 音 下	409 水 路	2	〃
〃	〃	〃	橋 本	440 町 道	3	〃
〃	〃	〃	南	952 町 道	4	〃

公 告

●小売販売業者甲の登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林水産省令第 103 号) 第22条の 4 第 2 項の規定により次のとおり小売販売業者甲として登録した。

昭和55年10月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

小売販売業者甲として登録した者は、茨城県農林水産部流通園芸課及び県西地方総合事務所において縦覧に供する。

●土地立ち入り測量

土地収用法 (昭和26年法律第 219 号) 第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

昭和55年10月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起 業 者 の 名 称 茨城県知事
- 2 事 業 の 種 類 国道 294 号道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

水海道市川又町字古瀬, 字古屋敷, 字本田及び字本田裏地内

〃 高野町字立羽及び字目下地内

〃 山田町字古瀬, 字山田, 字八間, 字八間西及び字八間堀地内

〃 淵頭町字石宮, 字八間堀及び字淵頭地内

筑波郡谷和原村大字細代字五枚畑, 字丸池, 字舟戸前, 字谷向, 字長丁, 字立畑堤外, 字長町, 字神明東, 字下坂下り口東及び字下坂下り口西地内

〃 〃 大字筒戸字諏訪地内

〃 〃 大字小絹字芦戸, 字溜台, 字向原, 字東上宿, 字東中宿, 字西下宿, 字上宿及び字下宿地内

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和55年10月27日から昭和56年 7 月31日まで

- 1 起 業 者 の 名 称 茨城県知事
- 2 事 業 の 種 類 国道 294 号道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

北相馬郡守谷町大字守谷字溜, 字向溜, 字黒内及び字大目地内

〃 〃 大字立沢字御所台及び字笹久保地内

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和55年10月27日から昭和56年 7 月31日まで

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道土浦竜ヶ崎線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
竜ヶ崎市大字若柴字長山前地内
稲敷郡牛久町大字結束字康申塚、字壺番山、字兼ヶ堤前、字桜塚、字橋向道添、字西山、字野
火除、字兼ヶ堤下及び字橋向地内
" " 大字女化字女化原地内
" " 大字柏田字岡見橋道、字岡見橋通り、字三軒新田、字芳ヶ崎、字岡見橋、字下
田、字橋本、字亀井及び字清水台地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和55年10月27日から昭和56年7月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 県道上吉影岩間線道路改良工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
西茨城郡岩間町大字泉字古市及び字巴川地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和55年10月27日から昭和55年12月31日まで

●基幹道路の整備事業の完了

過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第13条第1項の規定により、基幹道路の整備事業を完了したので告示する。

昭和55年10月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 完 了 の 日
野 沢 線	那珂郡美和村大字氷之沢字山口2571番地の1から " " " " 1691番地の1まで	道路改良	昭和55年 3月25日
元 倉 線	那珂郡山方町大字野上字上町793番地の1から " " 大字長田字荒屋1227番地まで	"	"
芝、上 町 線	那珂郡山方町大字野上字小屋場869番地から " " 大字山方字森ノ前2085番地まで	"	昭和54年 3月25日
小田野、田沢線	那珂郡美和村大字小田野字田沢1504番地の1から " " " " 1611番地の3まで	"	昭和55年 3月25日
小田野、田沢線	那珂郡美和村大字鷺子字田沢2925番地から " " " " 2824番地まで	"	昭和54年 3月25日

(地 方 労 働 委 員 会)

●あつせん員候補者の委嘱について

茨城県地方労働委員会は、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあつせん員候補者を、昭和55年10月17日付をもつて次のとおり委嘱したので、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、これを公示する。

昭和55年10月27日

茨城県地方労働委員会会長 桜 井 武 雄

あ つ せ ん 員 候 補 者

氏 名	生年月日	現 職	住 所	備考
桜 井 武 雄	明 41. 6. 14	県地労委公益委員 23 期	新治郡八郷町大増1488 02994 (3) 2082 (自 宅)	
山 本 吉 人	昭 4. 5. 17	茨城大学教授 県地労委公益委員 9 期	水戸市赤塚1丁目406—3 0292 (26) 1621 (大 学)	
黒 沢 克	大 13. 8. 11	弁 護 士 県地労委公益委員 5 期	水戸市五軒町1丁目5—10 0292 (31) 4959 (事務所)	
高 木 敏 夫	大 10. 2. 28	県地労委公益委員 1 期	下館市本城町甲427—2 02962 (2) 4807 (自 宅)	
片 桐 章 典	昭 13. 3. 31	弁 護 士 県地労委公益委員 1 期	常陸太田市木崎1町2051 0292 (31) 2940 (事務所)	
浅 野 富 保	大 9. 10. 2	県労連議長 県地労委労働者委員 6 期	水戸市新原2丁目7—44 0292 (21) 7178 (県労連)	
鈴 木 芳 男	昭 4. 5. 10	県労連事務局長 県地労委労働者委員 4 期	勝田市津田台1765—9 0292 (21) 7178 (県労連)	
坂 田 勝 見	大 12. 3. 15	茨城地方同盟会長 県地労委労働者委員 2 期	新治郡千代田村大字下稲吉 1890—138 0292 (26) 0534 (同 盟)	
小野崎 政 三	大 12. 11. 3	日立電鉄労組執行委員長 県地労委労働者委員 3 期	日立市大沼町1—5—10 0294 (22) 0470 (組 合)	

増 田 貞 次	昭 10. 5. 21	日製労組国分支部委 員長 県地労委労働者委員 1 期	那珂郡東海村大字白方 字五反畑1717-19 0294 (83) 0615 (組 合)
堀 川 克 治	明 40. 9. 27	茨城県経営者協会専 務理事 県地労委使用者委員 22 期	水戸市上水戸4丁目3-7 0292 (21) 5301 (協 会)
岩 崎 忠 正	大 3. 11. 22	日立電鉄(株)監査役 県地労委使用者委員 8 期	日立市鮎川町6-8-15 0294 (22) 2161 (会 社)
外 池 陽一郎	大 15. 3. 28	下館地区通運取締役 社長 県地労委使用者委員 5 期	下館市甲127 02962 (4) 5575 (会 社)
久 原 裕	昭 7. 7. 11	日製日立工場副工場 長 県地労委使用者委員 2 期	日立市会瀬町2-20-21 0294 (21) 1111 (会 社)
今 泉 健 一	昭 9. 3. 13	日本鋳業日立製錬所 副所長 県地労委使用者委員 2 期	日立市宮田町1-1-6 0294 (22) 0111 (会 社)
武 笠 克 己	大 6. 7. 1	水戸地裁, 家裁調停 委員	水戸市松ヶ丘2丁目5-48 0292 (61) 0403 (自 宅)
中井川 昇 一	大 15. 10. 20	弁 護 士	水戸市北見町1丁目30 0292 (21) 3766 (事務所)
棚 井 正 敏	昭 8. 3. 19	日製労組佐和支部委 員長	常陸太田市田渡町521-1 0292 (73) 1815 (組 合)
斎 田 友二郎	大 12. 12. 15	県地労委事務局長	笠間市笠間1869-11 0292 (24) 9417 (事務局)
坂 本 富 雄	大 13. 2. 9	県地労委次長	水戸市三の丸2-11-13
山 崎 哲 男	大 9. 4. 14	県地労委調整課長	勝田市春日町2-10
虎 口 一 郎	大 10. 11. 22	県地労委庶務課長	水戸市姫子1-38

宇都野 正 男	昭 6.9.5	県地労委審査課長	西茨城郡友部町平町 1470—894
---------	------------	----------	-----------------------

正 誤

昭和55年10月9日付け茨城県報第6876号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
10	表の上から2	字五万堀 606—25	字五万堀 609—25
10	表の下から2	第 765 号	第 795 号

★ 県政の総覧～県民の六法★

茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所